

道の駅なないろ・ななえ

指定管理者公募要項

令和4年8月

七飯町

目 次

1. 指定管理者の公募	2
2. 対象施設の概要	
(1)名称 (2)所在地 (3)施設の概要 (4)開館時間及び休館日	2
(5)施設配置図及び建物平面図 (6)町からの貸付備品	
3. 指定管理者が行う業務	2
4. 指定期間	2
5. 管理運営に係る経費	2
6. 運営方針及び基準	2
(1)運営方針 (2)運営基準	
7. 公募の手続き	
(1)指定管理者の公募及び選定スケジュール(予定)	3
(2)指定管理者の公募手続き	
8. 応募	
(1)応募資格 (2)必要な条件 (3)応募者の制限 (4)グループ応募	3
(5)応募登録の申込み	
9. 質疑	5
(1)質疑書受付 (2)質疑に対する回答	
10. 指定申請書類	
(1)指定申請書類の受付 (2)指定申請書の種類	5
(3)指定申請書等作成時の注意点 (4)事業計画書の記載内容	
(5)自主事業提案書の記載内容 (6)収支計画書の記載内容	
11. 選定	
(1)選定方法 (2)選定基準 (3)指定管理者の候補者の選定と通知	7
(4)候補者の責務	
12. 協定	7
(1)基本的な考え方 (2)協定内容 (3)協定の解除	
13. 事業報告・事業評価	7
(1)事業報告 (2)事業評価 (3)是正勧告	
14. 指定取消等	8
(1)事業の継続が困難となった場合の措置 (2)その他	
15. 業務の一括委託の禁止	8
16. 事業協定の締結	9
17. 関係法令の遵守	9
18. 個人情報の取扱い	9
19. 町と指定管理者の責任分担	9
20. 損害補償	9
21. 申込書類の提出先	9
(1)様式及び資料のダウンロードについて	
別記様式第1号 指定管理者公募説明会参加申込書	10
別記様式第2号 指定管理者応募登録申込書	11
別記様式第2号の2 委任状	12
別記様式第3号 指定管理者申請資格申立書	13
別記様式第4号 指定管理者応募登録通知書	14
別記様式第5号 指定管理者指定申請受理書	15

1 指定管理者の公募

指定管理者制度(平成 15 年6月「地方自治法」一部改正)は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる制度です。

このたび、道の駅なないろ・ななえ(以下「施設」という。)の指定管理者の指定にあたり、管理運営をしていただく町内の法人その他の団体(以下「法人等」という。)を募集します。なお、指定管理者が行う業務の内容、その範囲等については、七飯町道の駅設置及び管理に関する条例(平成 29 年七飯町条例第 13 号。以下「条例」という。)及び七飯町道の駅設置及び管理に関する条例施行規則(平成 29 年七飯町規則第 14 号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この公募要項によります。

2 対象施設の概要

(1)名称

道の駅なないろ・ななえ

(2)所在地

亀田郡七飯町字峠下 380 番地2

(3)施設の概要

- ① 敷地面積 約 22,000 m²
- ② 建物構造 鉄骨造・平屋建 延床面積 986.26 m²

・特産品販売コーナー	182.50 m ²	・飲食コーナー	220.64 m ²
・地域交流スペース	56.36 m ²	・事務室	44.26 m ²
・倉庫	67.29 m ²	・公衆便所	124.87 m ²
・その他の付帯施設	290.34 m ²		
- ③ 多目的広場及び公園等 約 1,930 m²
- ④ 駐車場 17,084 m²
(収容可能台数:普通車 148 台、身障者用8台、大型車 23 台、管理用 24 台)

(4)開館時間及び休館日

- ① 開館時間 午前9時から午後6時まで
- ② 休館日 年末年始(12月31日から翌年の1月3日まで)
- ③ その他 公衆便所及び駐車場は年中無休とします。
ただし、開館時間及び休館日は、町長の承認を得て、変更することができます。

(5)施設配置図及び建物平面図

別紙1「施設配置図」及び別紙2「建物平面図」のとおり

(6)町からの貸付備品

別紙3「道の駅なないろ・ななえ備品台帳」のとおり

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等については、別紙4「道の駅なないろ・ななえの指定管理に係る仕様等について」のとおりです。

4 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月 31 日まで(3年間)を予定しています。ただし、指定期間は議会の議決により決定することとなります。

5 管理運営に係る経費

施設の管理運営に関する経費等については、別紙5「道の駅なないろ・ななえの管理運営に係る経費等について」のとおりです。

6 運営方針及び基準

(1)運営方針

- ① 利用者等への平等な利用の確保

- ② 施設の効用の最大限の発揮
- ③ 施設の管理運営経費の縮減
- ④ 施設の良い維持管理保全
- ⑤ 施設利用者へのサービスの向上
- ⑥ 施設の利用者の安全確保
- ⑦ 地域経済への貢献

(2) 運営基準

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- ② 施設設備等の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
(個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずること。)
- ④ 利用者に配慮した施設の管理を行うこと。
- ⑤ 魅力ある自主事業を実施し、七飯町内産品の販売、交流人口増加への寄与、サービス向上に努めること。
- ⑥ 自己評価を実施し、その結果を業務に反映させること。
- ⑦ 管理の基準に関するものは、協議のうえ協定で定める。

7 公募の手続き

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| ① 公募要項の配布 | 令和4年8月1日(月)～8月12日(金) |
| ② 公募説明会の開催 | 8月15日(月)午後3時00分～
七飯町役場 202 会議室 |
| ③ 応募登録の申込及び質疑書受付 | 8月15日(月)～8月22日(月) |
| ④ 質疑に関する回答 | 8月29日(月) |
| ⑤ 申請書類の受付 | 9月26日(月)まで |
| ⑥ 指定申請書類の審査・ヒアリング | 10月3日(月)～10月7日(金)のいずれか |
| ⑦ 候補者選定結果の通知 | 10月14日(金) |
| ⑧ 指定管理者の指定及び基本協定締結 | 12月下旬～翌年3月上旬 |
| ⑨ 令和5年度協定締結 | 令和5年4月1日(土) |

(2) 指定管理者の公募手続き

- ① 公募要項の配布
公募要項を令和4年8月1日(月)～8月12日(金)まで配布します。
ア 配布場所: 七飯町商工労働観光課商工労働係(電話 65-2517)
イ 配布時間: 午前8時30分～午後5時15分
- ② 公募説明会の開催
公募要項に関する説明会を開催しますので、指定管理者公募説明会参加申込書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、8月12日(金)午後5時15分までに下記の申込み先に持参してください。
ア 開催日時: 令和4年8月15日(月)午後3時00分から
イ 開催場所: 七飯町役場 202 会議室
ウ 参加人数: 各団体2名までとします。
エ 申込先: 七飯町商工労働観光課商工労働係(電話 65-2517)
オ 受付時間: 平日午前8時30分～午後5時15分

8 応募

(1) 応募資格

- ① 公募説明会時点において、町内の法人等(個人での応募は不可。)であること
- ② 公募説明会に出席した法人等であること。

(2) 必要な条件

- ① 指定管理者としてふさわしい信用、資力、経営力及び企画力等を備えていること。
- ② 「6 運営方針及び基準」を理解し、的確に確実に実行できること。

- ③ 食品販売業、飲食店営業、乳類販売営業及び魚介類販売業等の許可を得て営業ができること。
- ④ 一般酒類小売業免許を得て酒類の小売りができること。

(3) 応募者の制限

法人等及びその代表者が次のいずれかに該当する場合、応募者となることはできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない。
- ② 破産者で復権を得ていない。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等参加を制限されている。
- ④ 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない。
- ⑤ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人等。ただし、アに掲げる者にあつては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。
 - ア 町長
 - イ 町議会議員
- ⑥ 法人税、消費税、地方消費税、道税及び町税を滞納している。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う。

(4) グループ応募

単独の法人等が、本要項「3指定管理者が行う業務」についてサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、グループで応募(以下「グループ応募」という。)することができます。この場合においては代表する法人等が申し込み手続きを行ってください(他の法人等は構成員となりません。)

① 複数応募の禁止

本施設に単独で応募した法人等は、本施設のグループ応募の構成員となることはできません。また、複数のグループの構成員となることもできません。

② 構成員の変更

応募登録後の代表法人等及び構成員の変更は認めません。

(5) 応募登録の申込み

施設の管理運営業務に応募の登録をしようとする法人等は、指定管理者応募登録申込書(別記様式第2号)に必要事項を記入し、次の提出書類と合わせて次の受付場所に持参してください(郵送不可)。町は登録申込内容を審査し、その結果をすべての登録申込者(グループ応募の場合は代表法人等)に通知します。応募登録を認められた法人等に対しては、指定管理者応募登録通知書(別記様式第4号)を送付します。なお、応募に関して必要となる費用はすべて登録申込者の負担とします。

また、申込ができるのは公募説明会に参加した法人等に限りです。

- ① 受付期間: 8月15日(月)～8月22日(月) 午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所: 七飯町商工労働観光課商工労働係(電話 65-2517)
- ③ 登録事項: 法人等の名称等
- ④ 提出書類: 2部(原本1部、コピー1部)

グループ応募の場合、構成員も併せて提出してください。

また、本件審査以外に使用しません。なお、提出いただいた書類は返却しません。

ア 指定管理者応募登録申込書(別記様式第2号)

イ 委任状(別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ)

ウ 法人等に関する書類

- a 法人等の概要がわかるもの(定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類)
- b 現事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書
- c 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- d 人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数)
- e 法人にあつては、
 - ・登記事項証明書
 - ・印鑑証明

前事業年度の

- ・貸借対照表
- ・損益計算表(販売費及び一般管理費の明細つき)、減価償却明細書

過去3年間の

- ・法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村税納税証明書(公募要項の配布開始日以降に交付されたもの。)

※道税・市町村納税証明については、納税証明に代わり自治体発行の各税目に未納がないことを証明する証明書でも可。

f その他の団体にあつては

- ・現事業年度の収支予算書及び全事業年度の収支決算書
- ・団体代表者の身分証明書

g 指定管理者申請資格申立書(別記様式第3号)

9 質 疑

(1) 質疑書受付

公募要項の内容に関して、登録申込書を提出した法人等から、次のとおり質疑を受け付けます。

- ① 受付期間: 8月15日(月)～8月22日(月)午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所: 七飯町商工労働観光課商工労働係(電話 65-2517)
- ③ 受付方法: 質疑要旨を簡潔にまとめて記入し、受付場所に持参若しくは事前に連絡のうえ、七飯町商工労働観光課商工労働係(FAX66-2054)に提出してください(郵送不可)。なお、グループ応募の場合は代表法人等が取りまとめのうえ、質疑を提出してください。

(2) 質疑に対する回答

質疑の回答は、公募要項の追加又は修正とみなします。

10 指定申請書類

(1) 指定申請書類の受付

応募登録者から指定申請に必要な書類を受け付けますので、受付場所に持参してください。なお、代理人による提出は認めません(グループ応募の場合は、代表法人等に限りません)。

また、指定申請にかかる費用は、全て指定申請者の負担とします。

- ① 受付期間: 令和4年8月15日(月)～9月26日(月)
- ② 受付場所: 七飯町商工労働観光課商工労働係(電話 65-2517)
- ③ 提出方法: 指定申請書類を受付場所まで持参してください(郵送不可)。
- ④ 町は、指定申請者に指定管理者指定申請受理書(別記様式第5号)を交付します。
- ⑤ 申請1法人等(グループ)につき、提案は1案とします。
- ⑥ 指定申請書提出後の修正及び追加は認めません。
- ⑦ 指定申請書提出時に、説明を求める場合があります。

(2) 指定申請書の種類

指定申請に必要な書類は以下のとおりです。様式については、この募集要項とは別の「指定管理者応募等様式集」(以下「様式集」という。)にあります。なお、②については適宜作成してください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② グループ応募構成届(グループ応募の場合のみ)
- ③ 管理に係る事業計画書
- ④ 管理に係る事業提案書
- ⑤ 管理に係る収支計画書

(3) 指定申請書等作成時の注意点

- ① 各様式とも、簡潔に要点が良くわかるように作成してください。
- ② 事業計画、提案書等はA4版で作成してください。

(4) 事業計画書の記載内容

施設の運営方針及び基準(6. 運営方針及び基準(1)・(2))に基づき、以下の項目について、施設の管理運営及びサービスの提供を実現するための事業計画を具体的に記載してください。(様式集の様式2及び2-①から2-⑩)

- ① 施設の管理運営業務を行っていく上での基本方針
 - ア 申込の動機や、施設の管理運営に当たっての総合的な基本方針と達成目標。(具体的な活用方針)
- ② 施設の平等利用の確保
 - ア 利用者への公平・中立な対応についての考え方
 - イ 障がい者への配慮・対応への基本方針
- ③ 施設の効果的運営と経費縮減
 - ア 施設の効果的運営と効率化の具体的方策
 - イ 収入の確保、コスト削減等の経営方針、職員配置計画
- ④ 施設の管理体制
 - ア 管理運営体制及び安定的なサービス供給能力

施設の管理運営業務を実施するための組織図を示してください。その中に各職員の雇用形態(常勤・非常勤の別。確定していない場合は現時点での予定を記載してください。)及び各職員の勤務体制(勤務時間、休日設定など)、緊急事態への対応を明示してください。

また、それぞれの職種ごとに行う業務内容、必要な職能(資格、技能、経験)等やこの組織が施設の管理運営を行っていく上で、優れている点を明示してください。
 - イ 職員の人材育成

職員の資質向上のための研修等、人材育成の考え方や具体策について示してください。
- ⑤ サービス向上のための利用者の声が反映される方策
 - ア 利用者に向けた新たなサービスの実現や利用者からの意見要望などを反映させる具体的方策。

また、苦情に対する対応の基本的考え方や定期的な事項評価。
- ⑥ 緊急時の対応
 - ア 利用者の安全を確保する対策
- ⑦ 個人情報保護
 - ア 個人情報保護に関する考え方と情報管理体制
- ⑧ 環境保護や福祉に対する取組み
 - ア 環境に配慮した取組み実績
 - イ 障がい者雇用など福祉対策についての取組みと実績
- ⑨ 団体の社会貢献活動
 - ア 地域活動との関わりや地域に対する貢献などについて取組みと実績

(5) 自主事業提案書の記載内容

以下の項目について、施設の利用者へのサービスに関する提案を具体的に記載してください。(様式集の様式3及び3-①)

- ① サービス向上を実現するための提案
 - 特に独自性があると思われる点や創意工夫、施設の利用者提供できる新たなサービスの他、セールスポイント等があれば提案してください。
 - ア 七飯町の魅力発信の拠点施設という視点に立った具体的な提案
 - イ 施設の利用者の利便性向上への具体的な取り組み
 - ウ 施設の利用率の向上に関する考え方の提案
 - エ 施設の開館時間や休館日についての提案
 - ※ 開館時間及び休館日については、条例で定められていますが、町長の承認を得て、変更することができます。なお、条例改正については、議会の議決が必要です。

(6) 収支計画書の記載内容

収支計画書(様式集の様式4及び様式4-①から4-③)の作成にあたっては、施設の管理運営業務について、令和5年度～令和7年度における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。

また、収支計画の積算内訳を示してください(様式は自由、A4版)。なお、管理運営業務の内容及び費用については、指定申請者が提案した収支計画書に基づき、町と指定管理者で調整のうえ、毎年度更新することとします。

11 選 定

(1)選定方法

指定申請書の審査は、町職員による選定委員会で行い、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定します。

また、必要に応じて選定委員会によるヒアリングを実施することがあります。

(2)選定基準

選定委員会は、申請内容と町が示す運営方針及び運営基準等の条件との適合性等を総合的に審査します。

(3)指定管理者の候補者の選定と通知

指定申請書の選定結果を基に候補者を選定します。

また、選定結果通知は、指定申請者へ郵送で行います(10月14日(金)頃予定)。なお、グループ応募の場合は、グループの代表法人等宛に郵送します。

(4)候補者の責務

選定の結果、候補者となった者は、申請内容を実現する責務を有するものとします。

12 協 定

(1)基本的な考え方

- ① 町は候補者決定後、必要に応じて候補者の申請に対し申請内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることができることとし、候補者はその修正に応じなければならないものとします。
- ② 議会の議決をもって指定管理者を指定し、町は指定管理者と協定を締結します。(令和4年12月下旬～翌年3月上旬頃)
- ③ 町は協定締結までの間に、指定管理者が次の項目への該当が判明した場合は、協定を締結しないことができることとします。
 - ア 公募要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等参加を制限された場合
 - ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された場合
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うこととなった場合
 - オ その他不正な行為をした場合

(2)協定内容

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画書に記載された事項
- ③ 事業提案書に記載された事項
- ④ 本町が支払うべき経費に関する事項
- ⑤ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- ⑥ 事業報告に関する事項
- ⑦ 事業評価に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑨ その他町長が必要と認める事項

(3)協定の解除

協定締結後、指定管理者が提案内容を実現しなかった場合又は相当期間内に実現する見込みがないと町が判断した場合、町は協定を一方的に解除できることとします。

13 事業報告・事業評価

(1)事業報告

- ① 事業計画書・収支計画書
指定管理者は、各年度のはじめに事業計画書・収支計画書を提出することとします。
- ② 月次報告書
指定管理者は、その管理運営における経費の支出及び収入の実績について、毎月、月次報告書

を作成し、翌月 15 日までに町に提出することとします。

③ 事業報告書

指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、施設の管理運営業務について、当該年度の事業の内容を報告する書類を速やかに提出することとします。

④ 事故報告書

指定管理者は、万一事故等が起こった場合は、事故報告書により速やかに町に報告を行うこととします。詳細については協議により協定書にて定めます。

⑤ その他の報告(作業予定書・業務報告書等)

町は指定管理者に対し、その管理運営業務に関して、定期に又は必要に応じて報告を求めることができることとします。

⑥ 連絡調整会議

指定管理者は、町と毎月一回程度連絡調整会議を開催することとします。出席者、内容等の詳細については協議により協定書にて定めます。

⑦ 自己評価の実施

ア 指定管理者は利用者等に対し聴き取り等のモニタリングを行い、施設の管理運営に関する自己評価を実施することとします。回数・内容等の詳細については、協定書にて定めます。

イ 自己評価の結果を管理運営業務に反映させるように努めることとします。

ウ 自己評価の結果及び管理運営業務への反映状況を町に対して報告していただきます。

⑧ 報告様式

指定管理者が行う報告書等の様式については、協定書にて定めます。

(2)事業評価

町は指定期間中に提出された報告書等に基づき、事業評価を実施します。評価項目については、協定書にて定めます。

(3)是正勧告

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。その後、当該勧告となった事項に改善が見られなければ、町は指定管理者に対する支払額の減額又は指定管理者への指定の取消し等の措置を行う場合があります。

14 指定取消等

(1)事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、町は指定の取消しをすることができるものとします。その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② 当事者の責に帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

(2)その他

① 町と指定管理者は、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合は、協定書に定める具体的措置に従うものとします。

② 応募者は、この公募要項を熟読し、遵守してください。

③ 応募者は、選定後、この公募要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

15 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、事前に町の承認を得たときはこの限りではありません。

16 事業協定の締結

指定管理者は、町及び隣接する「七飯町道の駅エリア民間活力導入事業」の受託者と事業実施に向けた基本的事項に関する事業協定を締結することとし、協議・調整を経て、三者の協力義務等を定めた事業協定を締結します。

17 関係法令の遵守

指定管理者は、指定申請、協定の実施及び管理運営にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければなりません。

18 個人情報の取り扱い

七飯町では個人情報を保護するため、その適正な取り扱いに関し必要な事項及び保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を条例（七飯町個人情報保護条例）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、町政の公正で適正な運営を図っています。本条例第12条に、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者制度においても同条の規定を適用します。

19 町と指定管理者の責任分担

町と指定管理者の責任分担（リスク管理及び責任分担）については、別紙6「リスク管理及び責任分担」のとおりとします。指定管理者が管理運営を行う施設では、施設の瑕疵（欠陥）及び管理業務遂行上の過失について、全国町村会総合賠償補償保険が適用されますが、指定管理者の自主事業（収益事業等）によるものは適用されませんので、次の（町の補償と同等以上の）保険に加入し、その補償の内容がわかるものを町に提出してください。なお、別紙6以外の事項や疑義が生じた場合には双方協議するものとします。

(1) 指定管理者及び施設利用者に対する損害保険

(2) その他指定管理者が必要と認めるもの

20 損害賠償

指定管理者は、本業務の実施について、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の利用者その他第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとし、損害を受けた第三者の求めに応じ、町がその損害を賠償したときは、町は指定管理者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

21 申込書類の提出先

七飯町商工労働観光課商工労働係（電話 65-2517）

住所 〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この公募要項及び公募要項に係る様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。七飯町ホームページ：<http://www.town.nanae.hokkaido.jp>

指定管理者公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太 様

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

次のとおり指定管理者公募説明会へ参加します。

記

公の施設名	道の駅なないろ・ななえ
-------	-------------

指定管理者応募登録申込書

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太 様

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

次のとおり指定管理者応募登録の申込をいたします。

記

公の施設名	道の駅なないろ・ななえ
団 体 名 (グループ応募の場合はグループ名を記載してください)	

添付書類

- ① 委任状(別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ)
- ② 事業者に関する書類
 - ア 団体の概要がわかるもの(定款、寄付行為規則その他これらに類する書類)
 - イ 現事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書
 - ウ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - エ 人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数)
 - オ 法人にあつては
 - ・登記事項証明書、印鑑証明
 - 前事業年度の
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算表(販売費及び一般管理費の明細つき)、減価償却明細書
 - 過去3か年の
 - ・法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村納税証明書
 - カ その他の団体にあつては
 - ・現事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支決算書
 - ・団体の代表の身分証明書
 - キ 指定管理者申請資格申立書(別記様式第3号)

委 任 状

令和 年 月 日

七飯町長 杉 原 太 様

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

次のとおり指定管理者応募登録の申込に当たり、グループ応募いたしますので、代表者に全ての権限を委任します。

記

公の施設名	道の駅なないろ・ななえ
グループ代表者	住 所 氏 名 (印) 電 話
グループ関係者	1 住 所 氏 名 (印) 電 話
	2 住 所 氏 名 (印) 電 話
	3 住 所 氏 名 (印) 電 話

指定管理者申請資格申立書

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太 様

申請者 住 所 _____

代表者 名 称 _____

職氏名 _____ (印)

電 話 _____

道の駅なないろ・ななえの指定管理者の公募に係る申請書類について、下記のとおり申し立てします。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 町長又は町議会議員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人。ただし町長にあっては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者

国税及び地方税の納税義務がない。

(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

指定管理者応募登録通知書

令和 年 月 日

様

七飯町長 杉原 太

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、貴方を登録しましたので通知します。

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、残念ながら登録できませんので通知します。

公の施設名	道の駅なないろ・ななえ
登録できなかった理由	

指定管理者指定申請受理書

令和 年 月 日

_____様

七飯町長 杉 原 太

令和 年 月 日付指定管理者の指定申請について、受理しましたので通知します。

記

公の施設名	道の駅なないろ・ななえ
-------	-------------